

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費
 その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）

113,911 千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

1,825,280 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	R4決算額	一般財源			うち引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
		国県支出金	地方債	その他			
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	94,457	6,994		5,000	82,463	8,508
	福祉総務費	32,237	2,810		219	29,208	3,013
	遺家族援護費	560				560	58
	身体障害者等福祉費（障害者自立支援給付費）	324,777	223,525		6,470	94,782	9,778
	老人福祉費	4,578	978			3,600	371
	老人保護措置費	75,526			14,067	61,459	6,341
	在宅福祉費	20,135			390	19,745	2,037
	児童福祉総務費	79,924	30,256	4,400	5,056	40,212	4,149
	保育所運営費	248,121	174,032		176	73,913	7,625
	利用者支援事業	17,337	6,336			11,001	1,135
	地域子育て支援拠点事業	12,000	6,700			5,300	547
	子ども家庭総合支援拠点事業	4,649	2,019			2,630	271
	児童手当費	58,374	46,956			11,418	1,178
小計	972,675	500,606	4,400	31,378	436,291	45,011	
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	74,158	40,814			33,344	3,440
	介護保険事業費	220,657	15,528			205,129	21,163
	後期高齢者医療事業費	59,814	36,527			23,287	2,402
	小計	354,629	92,869			261,760	27,005
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費（健康長寿のまちづくり推進事業）	1,428			58	1,370	141
	保健事業費	83,109	50,623		704	31,782	3,279
	病院費（繰出金）	413,439	40,500			372,939	38,475
	小計	497,976	91,123		762	406,091	41,895
計	1,825,280	684,598	4,400	32,140	1,104,142	113,911	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。

本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記はその中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1

社会保障４経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2

その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3

社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること

事例）生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4

社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度

事例）国民健康保険、介護保険、年金 など

※5

保健衛生：国民の健康を保つための施策

事例）医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など